

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月27日

【事業年度】 第135期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 新日本理化株式会社

【英訳名】 New Japan Chemical Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤本 万太郎

【本店の所在の場所】 京都市伏見区葭島矢倉町13番地

【電話番号】 075(611)2201

【本社事務取扱場所】 大阪市中央区備後町2丁目1番8号(備後町野村ビル)

【電話番号】 06(6202)6598

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長 加藤 純

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目3番3号(第17荒井ビル)

【電話番号】 03(5540)8101

【事務連絡者氏名】 取締役営業本部長 状家 美香

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

新日本理化株式会社
大阪本社
(大阪市中央区備後町2丁目1番8号(備後町野村ビル))

新日本理化株式会社
東京支社
(東京都中央区新川一丁目3番3号(第17荒井ビル))

(注)東京支社は証券取引法第25条による縦覧場所ではありませんが便宜上公衆の縦覧に供しております。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第135期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(訂正前)

(1)～(5)① 省略

(5) 定款で定める取締役の定数及び取締役選任の決議要件の内容

②取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由

当社は自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(7) 記載なし

(訂正後)

(1)～(5)① 省略

(5) 定款で定める取締役の定数及び取締役選任の決議要件の内容

②取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款で定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由

①自己株式の取得

当社は自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

②中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。